

令和 9 年度保育所等利用案内 瀬谷区版

問い合わせ：瀬谷区役所こども家庭支援課 保育担当 電話：045-367-5782

「令和 9 年度横浜市保育所等利用案内」（以下利用案内）に、横浜市における給付認定申請、保育所等の利用申請に関する手続、必要書類についての詳細が記載してありますので、必ずよく読んで申請をしてください。

1 一次申請の申請方法・申請期間について

■原則、マイナンバーカードを使った オンライン申請

申請受付期間：

令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 8 年 10 月 28 日（水）

※マイナポータルからの自動返信のメールをもって受付確認とします。

※きょうだいで同時に申請する場合、1 人につき 1 件の申請が必要です。自動返信のメール等を確認するなど、申請漏れがないようご注意ください。

※以下に該当する場合のみ、瀬谷区役所こども家庭支援課窓口（4 階 40 番）で受け付けます。

- ・個別に支援を必要とするお子さんの場合（詳細は「9.個別に支援を必要とするお子さんの申請をする方」をご確認ください）

- ・横浜市外への転出予定はないが横浜市外の保育所等の利用を希望する場合

※希望園の追加・取下げ・順位変更や不足書類のみ、**11月20日（金）（*消印有効）**まで追加書類を受け付けます。

※申請書類の不足・不備があった際に修正や準備できる期間が短くなりますので、なるべく早めの申請をおすすめします。

※マイナンバーカードを所持していないなど、オンライン申請を行うことができない方は、利用案内 P12 などを確認の上、申請書類を郵送してください。

2 申請書類の様式について

就労証明書等の提出様式は、令和 9 年度申請用のものを使用してください。（これ以外の様式で提出された場合、再提出をお願いする場合があります。）

※きょうだいで同時に申請する場合の「就労証明書」は、きょうだいそれぞれの申請時に添付してください。

※保育の必要性の認定基準を満たすことが確認できない場合「求職中」と同等の扱いとなります。

提出の前に、就労証明書等の書類に未記入・誤り等がないか、ご自身でよくご確認ください。

※様式および記入例は、横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。



3 園見学について

申請の前に原則、利用を希望する保育所等を見学してください。

説明会や見学については、施設に直接お問い合わせください。特に、アレルギーや健康状態等について気がかりなことやご心配がある場合は、事前に必ずご相談ください。

4 出生前に利用申請をする方【対象：令和9年2月3日(水)までに出産の方】

これから出産予定の方で、令和9年4月1日から0歳児クラスの利用を希望する方は、出生前に申請をすることができます。申請方法は、オンライン申請です。

ただし、令和9年2月3日(水)までに出産し、令和9年2月10日(水)までに「出生後届出書」の区役所への提出が必要です。提出がなかった場合には、利用調整の対象にはなりません。

0歳児クラスを実施していない保育所等や、受入開始月齢を満たさない保育所等は利用できませんので、注意してください。

5 横浜市の外にお住まいで、横浜市内の保育所等の利用を希望する方

<利用案内 14 ページ>

【利用開始日の前日までに、横浜市へ転入する予定がある場合】

マイナンバーカードを使ったオンライン申請となります。

申請の際は、横浜市様式の申請書類（利用案内 P 16～19）及び横浜市に転入することがわかる書類（P17）が必要となります。

なお、申請にあたっては、申請児童の生年月日が分かるもの（例：マイナンバーカードのコピー、住民票の写しなど）を添付してください。

【利用開始日の前日までに、横浜市へ転入する予定がない場合】

申請先は現在お住まいの市区町村になります。申請に必要な書類（利用案内 P 16～19）及び現在お住まいの市区町村が求める書類をご提出ください。

6 横浜市にお住まいで、横浜市外の保育所等の利用を希望する方

<利用案内 14 ページ>

【利用開始日の前日までに、横浜市外へ転出する予定がある場合】

申請先は転出先の市区町村になります。必要書類や申請締切日等を転出先の市区町村へお問い合わせください。

【利用開始日の前日までに、横浜市外へ転出する予定がない場合】

申請先は瀬谷区こども家庭支援課の窓口になります。（郵送・オンライン申請はできません）

横浜市様式の申請書類（利用案内 P 16～19）及び希望先の保育所等のある市区町村が求める書類が必要となります。あらかじめ希望する保育所等のある市区町村に申請締切日・必要書類等をご自身でご確認のうえ、該当市区町村の締切日の1週間前までに、瀬谷区役所こども家庭支援課（4階40番窓口）に申請書類を提出してください。



事前によくご確認ください

6 転園申請をする方

<利用案内 15 ページ>

転園が内定した場合は、辞退した場合でも元の保育所等を継続して利用することはできません。元の保育所等に空きがある場合でも継続して利用することはできませんので、注意してください。（元の保育所等に戻るためには、改めて転園申請が必要です。）

令和 9 年 4 月入所の申請は、内定しない限り、令和 10 年 3 月まで有効です。転園をご希望されなくなった場合は、必ず取下げの手続きをしてください。

7 令和 8 年度の申請をしている方（保留中も含む）

<利用案内 15 ページ>

令和 9 年 4 月からの利用申請をした後、令和 8 年 12 月～令和 9 年 3 月利用開始の保育所等に内定し、その保育所等を利用する場合、令和 9 年 4 月からの利用申請の取り下げが必要です。

8 育児休業中に申請（転園申請を含む）される方

<利用案内 6 ページ>

育児休業中で申請をする場合は、現在の雇用先に復職することを前提とした申請となります。令和 9 年 4 月の申請をされた方で保育所等の利用が決まった場合は、令和 9 年 4 月 30 日までに育児休業を終了し、令和 9 年 5 月 1 日までに復職する必要があります。復職されない場合は保育所等の利用ができなくなりますのでご注意ください。また、利用内定後にやむを得ず辞退した場合でも、保留通知書は交付されません。

9 個別に支援を必要とするお子さんの申請をする方

● 個別に支援を必要とするお子さん

障害や重いアレルギー、発育・発達の遅れなど個別に支援を必要とするお子さんは、申請の前に必ず希望する保育所等へお子さんと一緒に見学をしてください。お子さんが安心して保育所等で過ごすために、お子さんに必要な支援の内容を保育所等としっかり共有することが大切です。アレルギー等のお子さんのご心配事についても、申請前にご自身で希望施設に確認してください。

● 医療的ケアを必要とするお子さん

事前に園と受入れの調整を行う必要があるため、申請の前に必ず、瀬谷区役所こども家庭支援課に電話または FAX にてご相談ください。担当者が不在の場合は「お子さんの氏名」「住んでいる町名」「連絡先」「医療的ケアを必要とする児童の保育所の利用相談」であることをお伝えください。担当者から折り返しご連絡いたします。

○ 相談受付時間：平日 8 時 45 分から 17 時まで

○ お問合せ先：電話 045-367-5782 FAX 045-367-2943



10 一次利用調整結果と二次申請について

一次利用調整結果は令和 9 年 1 月下旬までにお知らせします。一次利用調整の結果、定員に満たなかった場合や決定者の辞退で空きができた場合などに、二次利用調整を行います。

○二次申請受付期間：令和 8 年 12 月 23 日(水)～2 月 2 日(火)

○申請提出先：原則、オンライン申請（23 時 59 分までの送信分が有効）

※一次利用調整で保留になった方は、自動的に二次利用調整の対象となります。